

育児休業支援手当金 添付書類（初回請求時のみ）

	配偶者がいるとき		配偶者がいないとき	
	組合員が産後休業等を 取得した場合 ＜請求者が女性組合員の場合＞	組合員が産後休業等を 取得しなかった場合 ＜請求者が男性組合員の場合等＞	組合員が産後休業等を 取得した場合 ＜請求者が女性組合員の場合＞	組合員が産後休業等を 取得しなかった場合 ＜請求者が男性組合員の場合等＞
組合員と配偶者との続柄が確認できる書類（戸籍謄(抄)本又は続柄 が記載されている住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写 し等）	○	○		
出産予定日の確認できる書類（母子手帳の写し、医師の診断書 （分べん（出産）予定日証明書等））	○		○	
配偶者の育児休業等の取得を確認できる書類（辞令の写し等）	○			
配偶者が産後休業等を取得していることが確認できる書類（辞令 の写し、母子手帳の写し、医師の診断書（分べん（出産）予定日 証明書）等）		○		
法律上の配偶者がいないことが確認できる書類（戸籍謄(抄)本の写 し）			○	○
事実婚の配偶者がいないことを確認できる書類（世帯全員分の住 民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し）			○	○
配偶者と子との続柄が確認できる書類（戸籍謄(抄)本の写し又は続 柄が記載されている世帯全員分の住民票（マイナンバーの記載の ないもの）の写し）	△※1	△※1		
配偶者の所得等証明書 ※2	△※3	△※3		
その他組合が求める書類	△※4	△※4	△※4	△※4

※1 配偶者の子でないときのみ提出

※2 給与収入の記載がある場合、子の出生日翌日時点で退職していることがわかる書類も併せて提出すること。

※3 配偶者が無職、自営業、フリーランス等のときのみ提出

※4 該当する場合、共済組合から別途案内します。